

令和8年度「神奈川 ME-BYO リビングラボ」募集要項

1 事業の目的

神奈川県では、超高齢社会を乗り越えるために、未病コンセプトに基づき県民の意識・行動変容と未病産業の持続的発展を促し、健康寿命の延伸を図るヘルスケア・ニューフロンティア政策を推進しています。

こうした中、県では、県民がより安心して未病改善の実践に取り組めるよう、地域や職域における健康課題の解決や新たな社会システムの構築に資する未病関連製品・サービスの事業化、産業化及び社会実装を促進する「神奈川 ME-BYO リビングラボ」（以下、「本事業」という。）に取り組んでいます。

本事業では、県が、アカデミアや県内市町村、CHO 構想（健康経営）を実践する企業等と連携し、実証事業の計画を審査し、未病関連製品・サービスの機能・効果等を検証する実証フィールドのマッチングを支援するとともに、実証事業の評価を行います。

本事業の活用を希望する事業者は、以下の手続きにより応募するようにしてください。

※ 本事業は、令和8年度において、県が(株)かながわテクノロジーイノベーションズに委託し、同事業者が神奈川 ME-BYO リビングラボ事務局（以下、「事務局」という。）の運営を担い、実施するものです。

2 募集（受付）期間

(1) 事前面談

随時受け付けております。まずはお気軽にご相談ください。

(2) 仮申込み

令和8年4月15日（水）から令和9年2月26日（金）まで

※ 翌年度（令和9年度）の本事業の活用を希望する事業者は、翌年度の本事業の不実施や制度変更等が生じる可能性もあり、その際は仮申込みの内容が無効になることをご承知おきください。

(3) 本申込み

採択審査後、原則4か月以内

※ 「4 実施の流れ」の各項の行程を経していない提案の本申込みは受け付けません。

※ 実証事業の採択状況により、期間中に募集を終了する場合があります。

※ 本申込みが採択後、4か月を超える場合には本申込み期限延長申請の届出を提出すること。

※ 3（3）に定める事業実施期間を超える実証事業の計画・実施の場合、翌年度の本事業の不実施や制度変更等が生じる可能性もあり、その際は採択が無効になることをご承知おきください。なお、その場合においても、事業者の責任で実施する実証事業の中止を求めるものではありません。

3 募集条件

(1) 対象事業

次の全ての要件を満たす事業

ア 県民の意識・行動変容につながる未病関連の製品・サービス^{※1}の機能・効果等を県内の実証フィールドで検証する実証事業であること

次の領域を重点分野とします。

- ① 健康に関する意識・行動変容
- ② 生活習慣（メタボリックシンドロームなど）

- ③ 生活機能（高齢者の運動機能など）
- ④ 認知機能
- ⑤ メンタルヘルス・ストレス

※1 「未病関連の製品・サービス」とは、ICT や金融などの分野を含めた、広く未病の見える化や改善に資するものを指す。

イ 次の事項に該当しないこと

- ① 医薬品、再生医療等製品を用いる実証事業
- ② 治療・診断を目的として医療機器を用いる実証事業
- ③ 食品等、体内摂取するもの自体の効能効果の検証を目的とする実証事業
- ④ その他、侵襲^{※2}性が高い製品・サービスを用いる実証事業

※2 「侵襲」とは、研究目的で行われる、穿刺、食品摂取、心的外傷に触れる質問等によって、参加者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。

ウ 募集要項に定めた手順に従って進められ、倫理審査等の必要な手続きを完了した実証事業であること

エ 原則、実証事業の参加者に対して経済的負担を求めないこと

オ 提案する実証事業において、原則として、「未病指標」を活用すること

(2) 応募資格

ア 未病産業研究会の会員（法人）であること※（入会予定を含む）

イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと

ウ 実証事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務体質を有すること

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと

※ 複数法人での共同事業の場合は、主に実証事業を行う法人が未病産業研究会の会員であり、代表して提案を行うこと。また、イからエの資格はすべての法人が満たすこと。

(3) 事業実施期間

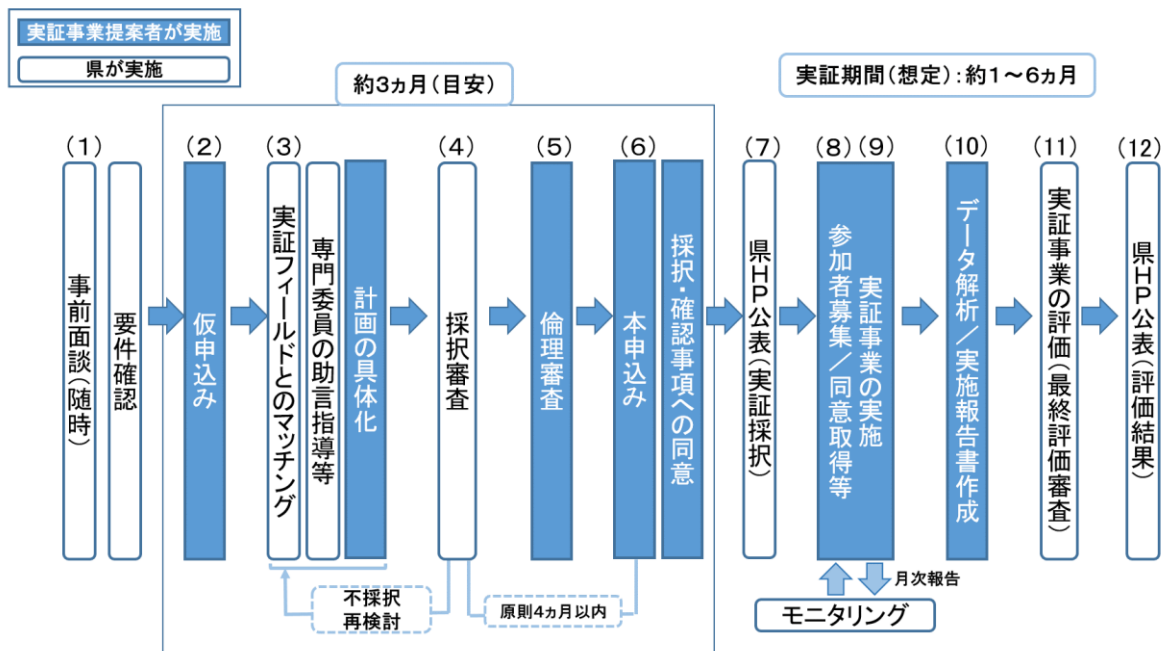
4（7）の採択決定後、原則[※]令和9年2月26日（金）まで

※ 上記の事業実施期間を超える実証事業の計画・実施も可能ですが、翌年度の本事業の不実施や制度変更等が生じる場合もあり得ることをご承知おきください。なお、その場合においても、事業者の責任で実施する実証事業の中止を求めるものではありません。

(4) 実証事業に伴う責任の所在

事業者は、実証事業の実施に起因する全ての責任を負う。事業実施に当たっては、4（6）に規定する「確認事項同意書」を順守する義務が生じる。

4 実施の流れ



(1) 事前面談

本事業の活用を希望する事業者（以下、「提案者」という。）の提案を基に、実証事業の実現に向けて事務局と面談を実施します。事前面談では、事業実施の背景・意義、製品・サービスの安全性や効果等を確認し、開発フェーズに応じた実証事業案を具体化させます。

(2) 仮申込み

仮申込みは、次の書類を事務局に提出してください。

県は、提出された書類に基づき提案内容を確認します。事業実施の見込みがある提案については仮申込みを受理し、そうでない場合は提案に対する助言を行います。

<p><仮申込み必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 仮申込書（様式） イ 実証事業の企画書 ウ 提案者の組織概要、対象製品・サービス概要が分かる資料（パンフレット等） エ 対象製品・サービスの機能性・安全性に関する書類*（科学論文、試験結果報告書等） <p>※対象製品・サービスの内容に応じて、事務局から追加で書類の提出をお願いすることがあります。</p>

(3) 実証フィールドとのマッチング

事務局は、仮申込みが受理された提案について、提案者と協力しながら、実証フィールド（市町村、県内企業等）のマッチング等に努めます。マッチングした提案は、実証フィールドとの意見交換により、現場の課題感やニーズ等を反映させ、提案者は実施計画を具体化させます。

なお、実証フィールドの状況等によりマッチングが成立しない場合があります。また、提案者が独自で実証フィールドを探索することも可能です。

(4) 採択審査

提案者は、(1) から (3) の行程を踏まえ、実施計画書^{※1}、参加者への説明文書・同意文書を作成し、事務局に提出します。提出された実施計画は、神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室内に設置した「神奈川 ME-BYO リビングラボ審査委員会^{※2}」において、審査を受けます。審査後、審査委員会より実施計画に対する助言等を行う場合があります。

審査は、次の観点から総合的に判断して行います。

- ア 県民の未病改善(健康の維持増進) 及び地域の健康課題解決における意義、有効性
- イ 参加者の負担度合、健康面の安全確保
- ウ 参加者の個人情報等の保護
- エ 実施計画の質及び透明性の確保
- オ 実施計画の実現の可能性、効果
- カ 実証事業で得られた成果の活用方法
- キ 未病産業の市場拡大とその波及効果

※1 「実施計画書」は、作成ガイドンスを参考に様式を用いて作成し、「参加者への説明文書・同意文書」は必要に応じて参考様式及びガイドンスを用いて作成してください。

※2 「神奈川 ME-BYO リビングラボ審査委員会」は、県と専門的知見を有する識者(専門委員)で構成されています。

(5) 倫理審査

(4) の審査で承認された提案者は、審査結果を踏まえ、実施計画等について必要な修正を行った上で、提案者が選定した倫理審査委員会において、倫理審査を実施します。

※(4) 採択審査の前に(5) 倫理審査が行われた場合の例外的扱い

原則として、採択審査の承認後、倫理審査を実施することとしますが、採択審査前に倫理審査が実施済であった場合でも、採択審査を一律に除外するものではありません。

ただし、この場合において、提案者は、(1) から (3) の行程を踏まえ、実施計画書を作成し、実施済の倫理審査提出資料の写し(参加者への説明文書・同意文書を含む)、倫理審査の承認等が明記された資料の写しと共に事務局に提出します。提出された実施計画は、採択審査を受け、倫理審査提出資料の写し等は、必要に応じて、審査会で確認されることがあります。

なお、採択審査での助言等を踏まえ、倫理審査の変更申請が必要となる場合があります。また、倫理審査の変更の有無に関わらず、3 (1) オにあるとおり、原則「未病指標」を活用してください。

(6) 本申込み

倫理審査で承認された提案者は、次の書類を事務局に提出してください。

<本申込み必要書類>

- ア 本申込書(様式)
- イ 実施計画書(様式)
- ウ 倫理審査提出資料の写し(参加者への説明文書・同意文書を含む)
- エ 倫理審査の承認等が明記された資料の写し
- オ 確認事項同意書(様式)

(7) 採択決定

県は、本申込みのあった実施計画について、要件を確認し採択を決定します。採択結果は書面で通知します。採択決定された実証事業について、原則として県のホームページにて公表します。

(8) 実証事業の開始

提案者は、(7)の採択決定後、実証フィールド(市町村、県内企業等)と連携して実証事業を開始します。実証事業は、実施計画に基づき実施してください。

(9) 進捗状況の報告

提案者は、実証事業の進捗状況等を様式により毎月事務局に報告してください。また、提案者は、実施計画書の変更が必要な事象や、計画書に定める中止基準に該当する事実が生じた場合、速やかに事務局に報告してください。

(10) 結果の報告

提案者は、実証事業終了後速やかに実施報告書[※]を作成し、事務局に実証事業の結果を報告します。なお、実施報告書や成果物については、必要な範囲内において県が広報活動等に使用することがあります。

※ 「実施報告書」は様式を用いて、作成ガイドランスを参考に作成すること。

(11) 最終評価審査

提案者の実施報告書は、神奈川 ME-BYO リビングラボ審査委員会が評価し、評価内容を書面で通知します。

(12) 実証事業の結果・評価の公表

実証事業の結果及び県の評価は、原則として県のホームページにて公表します。

5 書類提出方法及びあて先

各申込み書類は以下のあて先に郵送、または電子データをメールで提出してください。

<あて先>

〒213-0012 神奈川県川崎市高津区坂戸 3-2-1

かながわサイエンスパーク西棟 2F Tech-Pot

株式会社かながわテクノロジーイノベーションズ(神奈川 ME-BYO リビングラボ事務局)

<電子メール>

mebyo-livinglab-office@kti-forward.com

<本事業に関する問合せ先>

神奈川県政策局 いのち・未来戦略本部室未病産業グループ
電話：045-210-2715(直通)